

広島県告示第千百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和五年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
訪問看護ステーションなる	廿日市市串戸三丁目一三番一九号グランプールに しお一〇一号室	廿日市市地御前二丁目九番一三号金剛地ハイツ二 〇一号室	令和五年八月二 日